

業務の運営に関する規程

株式会社日本テレビ人材センター

第1: 求人

1. 弊社は、日本全国を対象とし、全職種の、いかなる求人の申込についてもこれを受理します。ただし、その申込内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申込は、求人者、もしくはその代理人が所定の求人票に記入して行うものとします。緊急の必要があるときは電子メール電話等による申込みで行うことも差し支えありません。
3. 求人申込の際には、従事することとなる業務の内容、雇用契約期間、就業場所、労働時間、賃金額、社会保険の適用有無等、雇用条件を予め書面の交付により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため予め書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項を予め電子メール、電話等を用いて書面の交付以外の方法により明示してください。

第2: 求職

1. 弊社は、日本全国、全職業の、いかなる求職の申込についてもこれを受理します。ただし、その申込内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職の申込は、所定の求職申込書に記入して行うものとします。

第3: 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力ご紹介いたします。
2. 求人の方には、ご希望に適合する求職者を極力ご紹介いたします。ただし、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。またその際も、理由については開示いたしません。
3. 紹介に際しては、求職の方に、従事することとなる業務の内容、雇用契約期間、就業場所、労働時間、賃金額、社会保険の適用有無等、雇用条件を予め書面の交付により具体的に明示します。ただし、紹介の実施について緊急

の必要があるため予め書面の交付ができない場合は、電子メール、ファックス等、書面の交付以外の方法により明示します。

4. いったん求人、求職の申込を受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
5. 弊社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業場閉鎖の行なわれている間は求人者に、紹介をいたしません。
6. 就職が決定しましたら求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、成功報酬にかかる紹介手数料を申し受けます。

第4:その他

1. 弊社は、職業安定機関およびその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から弊社に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときも同様に報告してください。
3. 弊社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 弊社は、求職者又は求人者に対し、その申込の受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
5. 弊社の取扱業務範囲は、日本国内の全職業です。
6. 弊社の業務運営に関する規定は、以上のとおりであります。弊社の業務は、すべて職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。